

1 福祉医療費助成制度の概要

R2. 3. 31現在

区分	障がい者医療費助成制度	子ども医療費助成制度	一人親家庭等医療費助成制度
実施主体	市町	同左	同左
対象範囲	1 身体障害者でその等級が1・2級及び3級の者(入通院) 2 知能指数が35以下と判定された者又は療育手帳の障害程度が最重度・重度の者(入通院) 3 身体障害者でその等級が4級の者のうち、知能指数が50以下と判定された者又は療育手帳の障害程度が中度の者(入通院) 4 精神障害者でその等級が1級の者(通院のみ)	通院:小学校6年生までの児童 入院:小学校6年生までの児童 ※平成24年9月から対象拡大	1 18歳未満児(年度末児童)を扶養している一人親家庭の母又は父及びその児童等 2 父母のない18歳未満児
住所要件	当該市町の区域内に住所を有する	同左	同左
所得制限	障害児福祉手当を準用	児童手当を準用(平成24年9月から変更)	児童扶養手当(一部支給)を準用
対象医療費	医療保険各法の規定による自己負担相当額(証明書料を含む) ただし、精神1級については通院分のみ、後期高齢者医療制度の対象者に関しては証明書料は助成しない。	医療保険各法の規定による自己負担相当額(証明書料を含む)	医療保険各法の規定による自己負担相当額(証明書料を含む)
支給方法	償還払い	同左	同左
負担割合	県 1/2 市町 1/2	県 1/2 市町 1/2	県 1/2 市町 1/2
開始時期	昭和48年4月1日	昭和48年10月1日	昭和53年1月1日
事業の沿革	S58.2.1 老健法施行に伴う改正(65歳以上重度障害者要綱作成) S59.10.1 健康保険法の改正に伴う改正(健保本人追加) H6.10.1 健康保険法の改正に伴う改正(入院時の食事療養に係る標準負担額を助成対象とする) H9.10.1 老人訪問看護療養費基本利用料を助成対象とする H13.4.1 助成方法の改善(領収証明方式の実施) H13.9.1 範囲拡大(3級)、所得制限の導入、標準負担額助成の制限 H16.4.1 療育手帳の障害程度を資格認定に追加 H17.9.1 所得制限の変更 H20.9.1 範囲拡大(精神1級通院) H20.9.1 入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止	S58.4.1 一部負担金の導入(一件400円) S62.4.1 一部負担金の変更(一件800円) H4.4.1 一部負担金の変更(一件900円) H6.10.1 健康保険法の改正に伴う改正(入院時の食事療養に係る標準負担額を助成対象とする) H9.4.1 対象年齢の拡大(3歳未満) H9.10.1 一部負担金の変更(一件1,000円) H11.4.1 一部負担金の変更(一件1,060円) H13.4.1 助成方法の改善(領収証明方式の実施) H13.9.1 所得制限の導入、一部負担金の廃止、標準負担額助成の制限 H15.9.1 対象年齢の拡大(4歳未満) H17.9.1 所得制限の変更 H18.9.1 入院のみ義務教育就学前児童までに対象範囲を拡大 H20.9.1 通院の対象範囲を義務教育就学前児童までに対象範囲を拡大 H20.9.1 入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止 H24.9.1 対象年齢の拡大(小学校6年生まで) 所得制限の変更(児童手当法の改正により、児童手当特例給付の所得制限から児童手当の所得制限に変更)	S58.4.1 範囲拡大(父母のない児童) S59.10.1 健保本人追加 H5.4.1 範囲拡大(18歳年度末、児童扶養手当(一部支給)限度額) H6.10.1 健康保険法の改正に伴う改正(入院時の食事療養に係る標準負担額を助成対象とする) H10.8.1 所得制限の変更 H13.4.1 助成方法の改善(領収証明方式の実施) H13.9.1 範囲拡大(父子家庭の父及びその児童)、所得制限の変更、標準負担額助成の制限 H17.9.1 所得制限の変更 H20.9.1 入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止

福祉医療費助成制度 改正の流れ(1)

区分	制度内容	改正内容								
老人医療費	対象者	68歳、69歳の老人	国民年金法施行令第5条の4第2項又は第6条の4第1項に定める額	健保本人追加	新国民年金法施行に伴う改正(制度内容に変更なし)	一部負担金の変更 6,000円から 8,000円へ	年齢表現等整理(制度内容に変更なし)	一部負担金の変更 8,000円から 10,000円へ	一部負担金の変更(計算方法)	一部負担金の変更(計算方法)
	所得制限	老人福祉法施行令第2条に定める額								
	自己負担	医療保険各法の規定による自己負担相当額が ① 6,000円以上の場合は3,000円 ② 6,000円以下の場合はその1/2の額								
	実施年月日	55年1月1日								
		S58.2.1								
障がい者医療費	対象者	① 身体障害者でその等級が1,2級の者 ② IQが35以下と判定された者 ③ 身体障害者でその等級が3,4級の者のうちIQが50以下と判定された者	左記の障害要件を備えた老人保健法(医療)の対象者への助成	健保本人追加	入院時の食事療養費に係る標準負担額を助成対象とする。	老人訪問看護療養費基本利用料を助成対象とする				
	所得制限	なし								
	自己負担	なし								
	実施年月日	48年4月1日								
		S58.2.1								
一人親家庭等医療費	対象者	母子家庭の母及び義務教育終了前の児童	父母のいない義務教育終了前の児童を加える	健保本人追加	義務教育終了前から18歳年度末までに変更	入院時の食事療養費に係る標準負担額を助成対象とする。				所得制限を平成9年度児童扶養手当所得制限額に相当する額とする。
	所得制限	所得税非課税世帯								
	自己負担	なし								
	実施年月日	53年1月1日								
	S58.4.1	S59.10.1	H5.4.1	H6.10.1	H10.8.1					
乳幼児医療費	対象者	2歳未満の乳幼児	入院、入院外とも1ヶ月につき400円	健保本人追加	入院時の食事療養費に係る標準負担額を助成対象とする。	一部負担金は4年4月1日の改正で老健法によることとなったため、物価スライドで毎年変更している。	3歳未満の乳幼児	一部負担金の変更 1,000円	一部負担金の変更 1,060円	
	所得制限	なし								
	自己負担	なし								
	実施年月日	48年10月1日								
		S58.4.1								

福祉医療費助成制度 改正の流れ(2)

令和2年3月31日現在

区分		改正内容					
老人医療費	対象者		一部負担金の変更	制度廃止 (経過措置あり)			
	所得制限	市町村民税非課税世帯に属するもの	3,000円から				
	自己負担		3,200円へ				
実施年月日	H13.9.1		H14.4.1	H15.8.31			
障がい者医療費	対象者	① 身体障害者でその等級が1,2級及び3級の者	① 身体障害者でその等級が1,2級及び3級の者		① 身体障害者でその等級が1,2級及び3級の者		
		② IQが35以下と判定された者	② IQが35以下と判定された者又は療育手帳A(最重度・重度)を保有している者		② IQが35以下と判定された者又は療育手帳A(最重度・重度)を保有している者		
		③ 身体障害者でその等級が4級の者のうちIQが50以下と判定された者	③ 身体障害者でその等級が4級の者のうちIQが50以下と判定された者又は療育手帳B(中度)を保有している者		③ 身体障害者でその等級が4級の者のうちIQが50以下と判定された者又は療育手帳B(中度)を保有している者		
					④ 精神障害者でその等級が1級の者(通院のみ)		
	所得制限	障害児福祉手当+80万円			障害児福祉手当		
自己負担	なし (標準負担については、市町村民税非課税世帯で減額認定されている者に限る)						
対象医療費					入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止		
実施年月日	H13.9.1		H16.4.1	H17.9.1	H20.9.1		
一人親家庭等医療費	対象者	①18歳年度末未満児を扶養している一人親家庭の母又は父及びその児童等 ②父母のない18歳年度末未満児					
	所得制限	児童扶養手当(一部支給)+80万円			児童扶養手当(一部支給)		
	自己負担	なし (標準負担については、市町村民税非課税世帯で減額認定されている者に限る)					
	対象医療費					入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止	
実施年月日	H13.9.1			H17.9.1	H20.9.1		
子ども(乳幼児)医療費	対象者	3歳未満の乳幼児	4歳未満の乳幼児		入院:就学前の乳幼児 通院:4歳未満の乳幼児	就学前の乳幼児	小学校6年生まで
	所得制限	児童手当(特例給付)+80万円			児童手当(特例給付)		児童手当
	自己負担	なし (標準負担については、市町村民税非課税世帯で減額認定されている者に限る)					
	対象医療費						入院時の食事療養に係る標準負担額助成の廃止
	実施年月日	H13.9.1		H15.9.1	H17.9.1	H18.9.1	H20.9.1